

九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の
上限変更認可申請について（1回目）

1. 日 時

令和6年8月1日（木） 10：35～11：25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局から、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）からの鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請について、説明があった。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 鉄道事業固定資産の減損処理が実施されているとのことだが、今後の設備投資により減価償却費が遡増していくことになる。小倉工場の移転、鉄道施設の長寿命化、車両新造、車両改造等の主要プロジェクトの具体的な計画と投資額を教えてください。鉄道を持続的に運営していくための人材確保策に関して、ベースアップ率や離職率の推移、人事・賃金制度見直し等について教えてください。また、地方交通線についての地元との協議方針を教えてください。
 - ② 過去に実施された5,200億円余りの減損処理について、内訳をご教示いただきたい。また、設備投資について、経常的な姿としては、減損処理がなければ計上されたはずの減価償却費も組み戻した数字の方が会社の経営実態に合致していると考えられるため、この数字を示して欲しい。
 - ③ コロナ禍の影響もあり、計画どおりに設備投資を実施できていない部分があると考えられるため、設備投資計画とその実績を比較した資料と今後の設備投資計画の詳細について示していただきたい。
 - ④ 他交通機関との運賃比較について、福岡や熊本等の都市内での比較は示してあるが、これに加えて長距離高速バスと比較した資料についても示していただきたい。

い。

○ これに対し、鉄道局からは、

① 承知した。(8月29日(木) 配付資料 P25～27 参照)

② 減損処理の内訳と、仮に減損処理がなかった場合の減価償却費の水準等について、内容を整理の上、お示しする。(8月29日(木) 配付資料 P29 参照)

③ 承知した。設備投資のこれまでの実績と今後の計画について、内容を整理の上、お示しする。(8月29日(木) 配付資料 P29 参照)

④ 元々九州はバスが発達しており、福岡、熊本、長崎等の都市内はバス網が充実している。長距離高速バスと比較した資料の件について承知した。

(8月29日(木) 配付資料 P30 参照)

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。